

## 長期優良住宅の点検について

長期優良住宅の認定を受けられている方は、地震、台風の際に臨時点検の実施が必要です。

これは、認定を受けた方の義務となりますので、震度6弱以上の地震が発生した場合、台風等による瓦飛散、床下浸水以上等の被災をされた場合は、お客様自身で点検を行い、記録を保持してください。

ご自身での点検が出来ない場合は、住宅会社へご相談ください。

### 〈地震時の点検〉 震度6弱以上の場合

屋外	①基礎のひび割れ、欠損、沈下
	②屋根材のずれ、はがれ、割れ、欠け、陸屋根の変形
	③屋根廻り（軒天、破風、樋等）の破損、外れ
	④外壁の割れ、はがれ、目地材（シーリング）のはがれ
	⑤外部建具、外部部品の破損
屋内	⑥床の傾斜（たわみ）
	⑦壁・天井の傾斜（たわみ）、亀裂
	⑧内部ドアの変形、開閉不良
設備	⑨給排水管の水漏れ、破損

### 〈台風時の点検〉 瓦飛散、床上・床下浸水等の場合

屋外	①基礎のひび割れ、欠損、沈下
	②屋根材のずれ、はがれ、割れ、欠け、陸屋根の変形
	③屋根廻り（軒天、破風、樋等）の破損、外れ
	④外壁の割れ、はがれ、目地材（シーリング）のはがれ
	⑤外部建具、外部部品の破損
	⑥ルーフバルコニー排水ドレンの破損
屋内	⑦床の傾斜（たわみ）
	⑧壁・天井の傾斜（たわみ）、亀裂
	⑨内部ドアの変形、開閉不良
	⑩床下の浸水、結露
	⑪小屋裏の結露、雨漏れ
設備	⑫給排水管の水漏れ、破損

注）屋根などの高所の点検は地上からの目視可能な範囲で実施してください。

### （参考）長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準

#### 第4 維持保全の方法の基準

規則第5条に規定する認定対象建築物の維持保全の方法の基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする。

1. 法第2条第3項各号に掲げる住宅の部分について、点検の対象となる部分の仕様に応じた点検の項目及び時期が定められたものであること。
2. 1. の点検の時期が、それぞれ認定対象建築物の建築の完了又は直近の点検、修繕若しくは改良から10年を超えないものであること。
3. 点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行うこととされていること。
4. 地震時及び台風時に臨時点検を実施することとされていること。
5. 住宅の劣化状況に応じて、維持保全の方法について見直しを行うこととされていること。
6. 長期優良住宅建築等計画の変更があった場合に、必要に応じて維持保全の方法を変更することとされていること。